

広島県PPP／PFI手法導入優先的検討方針

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法を導入するための優先的検討方針を次のように定める。

1 総則

(1) 目的

本方針は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

(2) 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

① PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

② 公共施設等

PFI法第2条第1項に規定する公共施設等

③ 公共施設整備事業

PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

④ 利用料金

PFI法第2条第6項に規定する利用料金

⑤ 運営等

PFI法第2条第6項に規定する運営等

⑥ 公共施設等運営権

PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権

⑦ 整備等

建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。

⑧ 優先的検討

本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とするPPP／PFI手法

本方針の対象とするPPP／PFI手法は次に掲げるものとする。

① 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等 Operate）方式
② 民間事業者が公共施設等の設計, 建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO 方式（改修 Renovate-運営等 Operate） ESCO（Energy-Service-Company）
③ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想，基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行おうとする場合に，あらかじめ優先的検討を行うものとする。

3 優先的検討の対象とする事業

次の（1）及び（2）に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

（1）次のいずれかに該当する事業で，民間事業者の資金，経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- ① 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- ② 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

（2）次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- ① 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設，製造又は改修を含むものに限る。）
- ② 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（3）対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業は，優先的検討の対象から除くものとする。

- ① 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ④ 災害復旧事業等，緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4 適切なPPP／PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP／PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、評価を経ずに、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

① 指定管理者制度

次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

② 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式

次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

③ 民間事業者からPPP／PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

次の(1)については評価を行い、(1)の結果に伴い必要に応じて、(2)の検討を行うものとする。

(1) 及び(2)において評価が困難な場合、(3)による評価を行うことができる。

(1) 定量評価

別紙のPPP／PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

② 公共施設等の運営等の費用

③ 民間事業者の適正な利益及び配当

- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

(2) 定性評価

主に以下の視点で、採用手法導入の適性を評価する。

- ① 公共サービス水準の向上
- ② 事業の成果の測定及び客観的評価の可能性
- ③ 長期にわたり安定した需要が見込め、事業計画が立て易い（多くの県内を含む民間事業者の参加が見込めるもの）
- ④ 民間事業者のサービスが破綻した場合の代替の可能性

(3) その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により、(1)及び(2)による費用総額の比較等が困難と認めるときは、(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ① 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ② 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

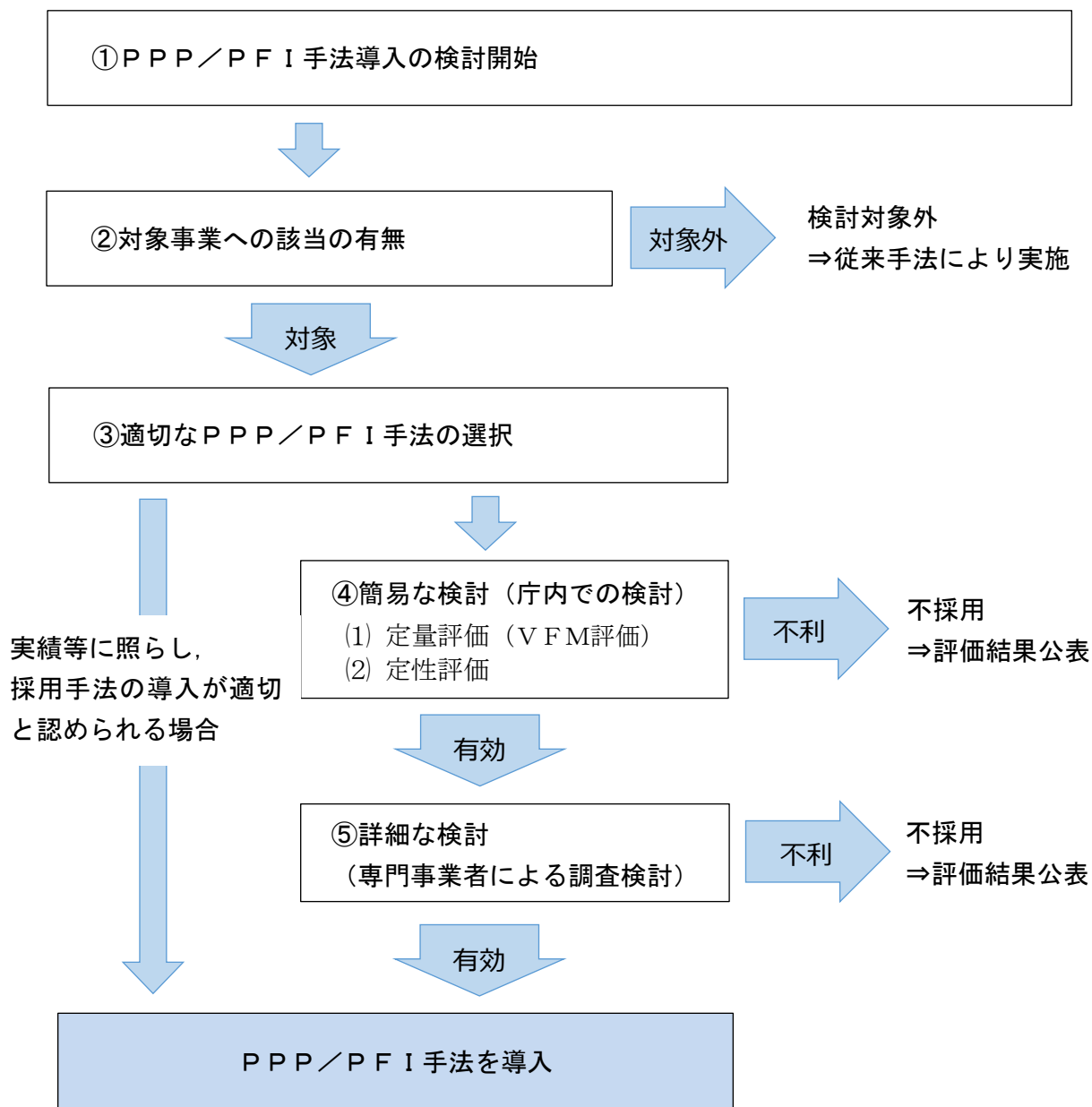
簡易な検討又は詳細な検討でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合は、導入しないこととした旨及び評価内容について、公表するものとする。

また、PPP/PFI手法を導入することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。

8 適用開始時期

この方針は、平成29年4月1日から適用する。

(参考) PPP/PFI手法導入検討フロー



PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他（前提条件等）		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	